ふるさと納税 「ワンストップ特例制度」

~平成27年4月以降の寄附から適用~

※制度の適用を受けようとする場合は、下記に記載の内容をご理解いただいたうえで、 で、裏面の申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

平成27年4月以降に寄附を行う「ふるさと納税」について、確定申告が不要 な給与所得者等が、確定申告を行わなくても、確定申告を行った場合と同額が 住民税から控除される仕組みの「ワンストップ特例制度」が始まりました。

今まで、所得税と住民税から控除されていたものが、この特例制度の適用を 受けた場合は、本来所得税から控除すべき相当分を翌年度の住民税から控除す るものです。

寄附情報も、確定申告した場合は、税務署から居住市区町村へ通知されていますが、この制度の適用を受けると、「ふるさと納税」を受けた市区町村から居住市区町村へ通知されることとなるため、確定申告が不要となります。

ただし、この制度の適用を受けるためにはいくつかの条件があり、次の条件 すべてを満たす方に限られます。それ以外の方は、この制度の適用を受けるこ とができませんので、今まで同様、確定申告が必要となりますのでご注意くだ さい。

☞ 各種控除(医療費、住宅ローン、雑所得など)のための確定申告を必要としないこと。

申告特例申請書 2. ①に該当 ☑ ※チェックを入れてください

☞ 年間(1月~12月)を通し、「ふるさと納税」先の自治体が5個所以内であること。(平成27年は、4月~12月の期間中)

申告特例申請書 2. ②に該当 ☑ ※チェックを入れてください

(裏面~マイナンバー制度導入に伴う変更点)

マイナンバー制度導入に伴い申請書様式が変更となります

∼平成28年1月以降の申請から適用~

マイナンバー制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月以降の申請から申請書様式が変更となり、マイナンバーの記入が必要となります。

また、なりすまし防止のため、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」の添付が必要となります。

【申請書に添付する書類】

	個人番号確認の書類	本人確認の書類
個人番号カード を持っている方	個人番号カードの裏のコピー	個人番号カードの表のコピー
通知カード を持っている方	通知カードのコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月 日または住所が記載されている もの。
上記のカード をどちらも持っ ていない方	個人番号が記載された住民票 の写し	